

第4期石井町障がい者計画
第7期石井町障がい福祉計画
第3期石井町障がい児福祉計画

概要版



地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり

令和6年3月
徳島県 石井町

計画策定の趣旨と背景

国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。その後、障害者権利条約批准以降にも、平成 28 年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成 30 年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を営むことができるよう、支援の充実や地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

近年、本町においては、平成 30 年 3 月に「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げた「第3期石井町障がい者計画」を策定するとともに、令和 3 年 3 月には社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「第6期石井町障がい福祉計画」「第2期石井町障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がいきいきと暮らすことができるよう、まちづくりを進めてきました。

このたび、本町のそれぞれの計画が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改革の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。



計画の位置づけと計画期間

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「石井町総合発展計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「石井町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、計画の期間について、「第4期石井町障がい者計画」の期間を令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期石井町障がい福祉計画」「第3期石井町障がい児福祉計画」の期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

計画の期間について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
障がい者計画			第4期							
障がい福祉計画			第7期							
障がい児福祉計画			第3期							

計画の基本理念

地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり

本町ではこれまで、ノーマライゼーションの一層の推進や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で助け合い支えあいながら暮らす地域共生社会の実現をめざすため、「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」を基本理念に、障がい者施策全般を町内で一体的に推進してきました。また、常に変化し多様化・複雑化する支援ニーズに対し、地域と行政と事業者の連携のもと、必要な人に支援やサービスが届く体制の構築に努めてきました。

本計画では、これまでの成果や課題を踏まえながら、この「障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で助け合い支えあいながら暮らす地域共生社会の実現」におけ、普遍的な目標として「地域での支えあいにより、ともに生きるまちづくり」を基本理念とします。



基本目標と主要施策

基本理念の実現におけ、3つの基本目標と8つの主要施策を定め、さまざまな角度から地域生活を支援する取り組みを推進します。

基本目標1 切れ目のない支援の充実

障がいのある人がライフステージを通じて適切な支援を受けることができるよう、保健・福祉・教育、雇用等の各関係機関との連続的な連携を図り、本人や家族等に寄り添った切れ目のない横断的な支援の充実を図ります。

基本目標2 自立と社会参加の促進

発達の遅れや障がいのある子どもが自分の資質を伸ばして健やかに成長できるよう、関係機関が連携して、障がいの早期発見に努め、一人ひとりの状況に応じた効果的な療育と学習支援を実施します。

また、多様な形態の就労の機会や場の確保、職場環境における配慮の啓発など、行政や企業が連携して、障がいのある人の自立した生活を地域で支える体制づくりを推進するとともに、障がいの有無に関わらず、だれもが生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。

基本目標3 誰もが安心して共に暮らせるまちづくり

誰もが安心して共に暮らすことができるよう、障がいや障がいのある人への理解を進めるための幅広い啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、生活環境の整備を図り、福祉のまちづくりを推進します。

また、一人ひとりが十分に備えるとともに、地域で協力して防災、防犯対策に取り組む体制をつくり、災害時や緊急時でも安心・安全の暮らしが確保されるよう努めます。

基本施策Ⅰ 保健・医療

(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応

広く町民の健康づくりに取り組むとともに、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や早期発見・重症化予防に取り組めます。

(2) 療育体制の充実

発達相談や乳幼児健診、また保育所等や幼稚園、学校等との連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。

(3) 保健・医療環境の充実

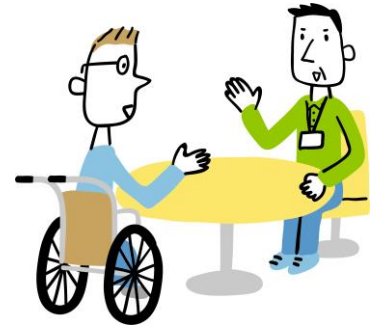
障がいのある人が安心して生活することができるよう、自立支援医療等の給付を行うとともに、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。

(4) 精神保健・医療の充実

精神障がいの早期受診・早期治療に向けた相談支援や啓発に取り組むとともに、広く、住民に対してこころの健康づくりに取り組めます。

(5) 医療的ケア児等への支援の充実

医療的ケア児等、専門的な支援が必要な人に対し、専門機関、広域でも連携しながら支援体制の充実を図ります。



基本施策Ⅱ 教育・社会参加

(1) 学校教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援教育等の推進や教育環境の充実を図ります。

(2) 交流・ふれあいの場の充実

障がいがあっても地域の中で認め合い支えあいながら生活できるよう、地域活動や交流の機会の充実に取り組めます。

(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めるとともに、文化芸術活動についても、読書環境の充実や文化活動への参加、発表の機会の拡大に努めます。

(4) ボランティア活動の支援

障がいがあっても、それぞれの希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携した支援に取り組めます。

基本施策Ⅲ 雇用・就業

(1) 雇用・就労支援の拡充

雇用・就労機会の拡充に向け、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大に向けた啓発等に取り組めます。



基本施策4 広報・啓発

(1) 広報・啓発の推進

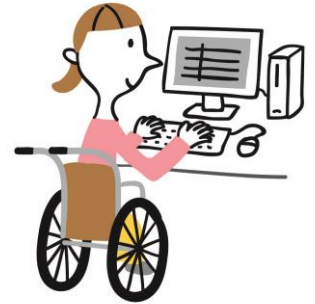
障がいの正しい理解の促進に向けて、広報誌やホームページを通じた広報・啓発を推進するとともに、講演会等や福祉教育等の機会の充実に努めます。

(2) 情報提供の充実

障がいのある人が、障がい福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組めます。

(3) コミュニケーション支援の充実

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいのある人の意思疎通や意思決定に関する支援の充実に努めます。



基本施策5 安心・安全

(1) 防災対策の推進

地域や事業所等と連携し、支援が必要な人の情報共有を進め、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

(2) 防犯・交通安全対策の充実

障がいのある人を犯罪被害や交通事故から守り、安心安全に暮らせるよう、防犯対策の充実や交通安全対策を推進します。



基本施策6 生活環境

(1) 移動や外出への支援の充実

障がいのある人の社会参加の促進に向けて、事業所とも連携した移動や外出への支援を推進するとともに、障がいのある人が使える制度の周知・普及に取り組めます。

(2) 住宅環境の整備

障がいのある人の地域生活を支えるために、町営住宅の整備や住宅改修などへの適切な助成を推進します。



基本施策7 差別の解消および権利擁護

(1) 障がいを理由とする差別の解消

共生社会の推進には、一人ひとりが障がいについて正しく理解し、差別や偏見を解消することがとても重要です。合理的配慮や障がいの理解促進に向けた広報・啓発を推進します。

(2) 権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護に向けて、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利活用の促進に取り組みます。



基本施策8 地域生活支援

(1) 相談体制の充実

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、事業所や民生委員児童委員とも連携した相談支援体制の充実に取り組みます。また、障がい福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組みます。

(2) 福祉サービスの充実

地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障がい福祉サービス等の提供に取り組みます。

(3) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の地域生活を支援できるよう、日常生活用具の給付を行うとともに、障がいのある人の介助者や家族の休息機会の確保に向けて、日中一時支援の提供に努めます。

(4) 地域生活への移行支援の充実

障がいのある人が希望する地域で生活することができるよう、事業所とも連携し、施設や病院からの地域移行に関する支援に取り組みます。

(5) 介助者等への支援の充実

介助者・保護者の負担軽減を図るために、事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、交流機会の充実に取り組むとともに、複合的な課題を抱える家庭に対し、関係機関等と連携した、世帯全体への支援の推進に取り組みます。



障がい福祉サービスについて

障がいのある人の地域生活の支援に向けて、以下の事業に取り組むとともに、障がい児入所支援や専門的な相談支援をはじめとして、徳島県とも連携し、サービスの提供・充実を図ります。

石井町

自立支援給付

介護給付【区分認定を要す】

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障がい者等包括支援
- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付【区分認定を要さない】

- 自立訓練(機能・生活)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労選択支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)

相談支援給付

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神通院医療(※実施主体は県)
- 補装具

地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付等
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 手話奉仕員養成研修
- その他の日常生活又は社会生活支援

障がい児通所支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障がい児相談支援

支援

徳島県

地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な支援
- 人材育成

障がい児入所支援

- 福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設

計画の推進にあたって

(1) 庁内体制

多岐にわたる分野での対応が求められることから、関係部局との連絡調整を密にし、障がい福祉を担当する部局で進行管理をします。

(2) 庁外体制

計画の目標達成に向けては、諸施策の実施を図るとともに、地域全体で障がいのある人を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠であるため、自立支援協議会の機能を強化し、協力を求めています。

(3) 計画推進・評価体制

計画推進のためには、行政や町民、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担い、連携していくことになります。計画の策定(Plan)、計画に基づく取り組み(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで(Check)、その後の取り組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルに基づき、「自立支援協議会」が計画の進捗状況と実施状況の点検・評価を行います。

お問い合わせについて

ご自身またはご家族に障がいがあり、困りごとや悩みを抱える方、どうしても不安や生きづらさを抱える方、ひきこもりの方またはそのご家族からの相談を受け付けています。

また、こどもの発達に関する不安や悩みなどがあれば、以下の窓口までご相談ください。

相談員が話をうかがい、必要に応じて専門機関等とも連携しながら、利用できるサービスや支援、申請方法等についてもご案内します。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。



相談先	連絡先	主な対象
名西郡障がい者基幹相談支援センター	TEL:088-615-8550 【窓口開所時間】 月～金 8時30分～17時15分	石井町、神山町にお住いの障がいがある方(児童)、難病を患っている方、ご家族等
名西地区在宅障害者生活支援センター	TEL:088-674-7282	身体障がいのある方、ご家族等
れもん生活支援センター	TEL:088-675-3339	知的障がいのある方、ご家族等
地域活動支援センターことじ	TEL:088-694-6606	精神障がいのある方、ご家族等

第4期石井町障がい者計画・第7期石井町障がい福祉計画・第3期石井町障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 石井町 福祉生活課

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 石井町役場

TEL:088-674-1116 FAX: 088-675-1500